

○函館市福祉のまちづくり条例施行規則

平成14年3月20日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市福祉のまちづくり条例(平成13年函館市条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物および函館市都市景観条例(平成7年函館市条例第14号)第26条第1項の規定により定められた保存計画において決定された伝統的建造物群を構成している建築物であるものを除く。

(整備基準)

第3条 条例第19条第1項の整備基準は、別表第2のとおりとする。

(届出を要しない公共的施設)

第4条 条例第21条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- (1) 別表第1の1の項(18)に掲げる事務所で、床面積(増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替え(以下「増築等」という。)の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル未満のもの
- (2) 別表第1の5の項に掲げる路外駐車場で、自動車の駐車のために供する部分の面積(増築等の場合にあつては、当該増築等を行った後の面積)の合計が1,000平方メートル未満のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1の1の項に掲げる建築物または同表の2の項に掲げる公共交通機関の施設で、建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による確認の申請を要しないもの

(公共的施設の新築等の届出等)

第5条 条例第21条第1項前段の規定による届出は別記第1号様式の届出書により、同項後段の規定による届出は別記第2号様式の届出書によりしなければならない。

2 前項の届出書には、別記第3号様式の整備基準適合確認表および別表第3左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 工事の内容に係る変更のうち整備基準に適合し、または適合しないこととなる変更を伴わないもの
- (2) 工事の着手または完了の予定年月日の3月以内の変更
(工事完了の届出)

第7条 条例第22条第1項の規定による届出は、別記第4号様式の届出書によりしなければならない。

2 前項の届出書には、写真その他の整備基準への適合の状況を確認できる書類を添付しなければならない。

3 第1項の届出をする者が条例第21条第1項の規定による届出をしていない者である場合にあつては、第1項の届出書には、前項に規定する書類のほか、別記第3号様式の整備基準適合確認表および別表第3左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類を添付しなければならない。

(適合証の交付等)

第8条 条例第25条第1項の適合証(以下「適合証」という。)は、別記第5号様式によるものとする。

2 条例第25条第2項の規定による申請は、別記第6号様式の申請書によりしなければならない。

3 適合証の交付を受けようとする者が次の各号に掲げる者に該当するときは、当該各号に定める書類を前項の申請書に添付しなければならない。

- (1) 条例第21条第1項または第22条第1項の規定による届出のいずれもしていない者 別記第3号様式の整備基準適合確認表、別表第3左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類および写真その他の整備基準への適合の状況を確認できる書類
- (2) 条例第22条第1項の規定による届出をしていない者(前号に掲げる者を除く。) 写真その他の整備基準への適合の状況を確認できる書類

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者に当該適合証を返還させることができる。

- (1) 整備基準に係る虚偽の届出または申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(身分証明書)

第9条 条例第26条第2項の証明書は、別記第7号様式によるものとする。

(公共的団体)

第10条 条例第27条第1項の規則で定める公共的団体は、法令の規定により、建築基準法第18条の規定の適用について国または地方公共団体とみなされる法人とする。

(福祉のまちづくり推進委員会)

第11条 条例第30条第1項の函館市福祉のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)に委員長および副委員長各1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 10 委員会の庶務は、福祉部において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第115号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日規則第60号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

別表第1(第2条, 第4条関係)

区分	施設
1 建築物	(1) 病院, 診療所その他これらに類する施設 (2) 劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場その他これらに類する施設 (3) 集会場, 公会堂その他これらに類する施設 (4) 展示場その他これに類する施設 (5) 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (6) ホテル, 旅館その他これらに類する施設 (7) 老人福祉施設, 児童福祉施設, 障害者支援施設, 母子福祉施設, 保健センターその他これらに類する施設 (8) 遊技場, 体育館, 水泳場, ボーリング場その他これらに類する施設 (9) 博物館, 美術館, 図書館その他これらに類する施設 (10) 公衆浴場その他これに類する施設 (11) 飲食店 (12) 郵便局, 理髪店, クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (13) 銀行その他の金融保険業を営む店舗 (14) 一般公共の用に供される自動車車庫 (15) 公衆便所 (16) 市役所, 保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 (17) 学校(専修学校および各種学校を含む。)その他これに類する施設 (18) 事務所((12), (13)または(16)に該当するものを除く。) (19) 共同住宅または寄宿舍(51戸(室)未満のものを除く。) (20) 地下街その他これに類する施設
2 公共交通機関の施設	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降または待合いの用に供するもの
3 道路	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの交通の用に供する道路を除く。) (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設である道路

4 公園	(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 (3) 遊園地, 動物園, 植物園その他これらに類する施設
5 路外駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)

別表第2(第3条関係)

1 建築物

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>直接地上に通ずる出入口および駐車場に通ずる出入口ならびに不特定かつ多数の者の利用に供する各室(床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上に通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。)の出入口のうち, それぞれ1以上の出入口は, 次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は, 内法の^{のり}を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては, 当該戸は, 自動的に開閉する構造または車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>(1) 床面は, 粗面とし, または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては, 当該段は, 3の項に定める構造とすること。</p> <p>(3) 直接地上に通ずる1の項に定める構造の各出入口または駐車場に通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち, それぞれ1以上の経路においては, 廊下等を次に定める構造とすること。この場合において, 4の項の(1)または(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは, 当該1以上の経路は, 当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>ア 幅は, 内法の^{のり}を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は, 車いすの転回に支障のないものとし, かつ, 区間50メートル以内ごとに車いすが転回できる構造の部分^を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては, (5)に定める構造の傾斜路およびその踊り場または車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号または第2号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口ならびに4の項の(1)または(2)に定める構造のエレベーターおよび車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は, 水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口から人または14の項に定める案内標示板により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)に至る経路のうち1以上の経路においては, 廊下等に視覚障害者誘導用床材を敷設し, または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし, 直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては, この限りでない。</p> <p>(5) 傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては, 当該傾斜路およびその踊り場は, 次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は, 内法の^{のり}を120センチメートル(段を併設する場合にあっては, 90センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ 勾^{こう}配は, 12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては, 高さ75セン</p>

	<p>チメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 手すりを設けること。</p> <p>オ 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。</p>
<p>3 階段(その踊り場を含む。以下同じ。)</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(当該建築物が別表第1の1の項の(14)に掲げる建築物である場合においては、次のアからエまでに定める構造)とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ウ 踏面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 階段の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。</p>
<p>4 エレベーター</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階を有する建築物(別表第1の1の項の(1)から(16)まで、(18)および(20)に掲げる建築物に限る。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、当該階において提供されるサービスまたは販売される物品を障害者、高齢者等が享受し、または購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法の^{のり}を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ かごおよび昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法の^{のり}を80センチメートル以上とすること。</p> <p>キ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ク かご内および乗降ロビーに設ける制御装置(キの制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とし、かつ、乗降ロビーには、制御装置の位置を知らせる点状注意喚起床材を敷設すること。</p> <p>ケ 乗降ロビーの幅および奥行きは、それぞれ内法の^{のり}を150センチメートル以上とすること。</p> <p>コ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 別表第1の1の項の(17)または(19)に掲げる建築物で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものにエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。</p> <p>ア (1)のイ、エからキまで、ケおよびコに定める構造とすること。</p> <p>イ かご内および乗降ロビーに設ける制御装置((1)のキの制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>ウ かご内には、かごおよび昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡を設けること。</p>

<p>5 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。 イ 車いす使用者用便房の出入口および当該便房のある便所の出入口の幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用便房の出入口または当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 段を設けないこと。 オ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>
<p>6 駐車場</p>	<p>(1) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(2)に定める構造の駐車場内の通路または7の項の(1)から(3)までおよび(6)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅員は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の(1)から(3)までおよび(6)に定める構造とすること。</p>
<p>7 敷地内の通路</p>	<p>(1) 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからエまでに定める構造とすること。</p> <p>(3) 直接地上に通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道もしくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)または車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上に通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の1の項の(19)に掲げる建築物においては、この限りでない。 イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路およびその踊り場または車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 建築物(別表第1の1の項の(14)に掲げる建築物を除く。)の直接地上に通ずる各出入口から道等に至る通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 イ 車路に接する部分、車路を横断する部分ならびに傾斜路および段の上端に近接する敷地内の通路および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。</p> <p>(5) 傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、当該傾斜路およびその踊り場は、2の項の(5)のアからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p>

<p>8 洗面所</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する洗面所(便所に併設するものを含む。)を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。 ア 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げるこ と。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器を1以上設けるこ と。</p>
<p>9 浴室および脱衣室(以下「浴室等」という。)</p>	<p>別表第1の1の項の(1)、(6)、(7)または(10)に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を設ける場合においては、次に定める構造の浴室等を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 出入口の幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口には、障害者、高齢者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 出入口に戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質のものを使用すること。 オ 必要に応じ、手すり等を設けること。 カ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げるこ と。</p>
<p>10 シャワー室および更衣室(以下「シャワー室等」という。)</p>	<p>別表第1の1の項の(7)または(8)に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を設ける場合においては、次に定める構造のシャワー室等を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 出入口の幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 必要に応じ、手すり等を設けること。 オ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げるこ と。</p>
<p>11 観覧席および客席(以下「観覧席等」という。)</p>	<p>別表第1の1の項の(2)、(3)または(8)に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)を1以上設けること。 ア 1の項に定める構造の観覧席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。 イ アの通路に高低差がある場合においては、2の項の(5)のアからオまでに定める構造の傾斜路およびその踊り場を設けること。 ウ 車いす使用者用席の床は、水平とすること。 エ 車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p>
<p>12 公衆電話所</p>	<p>建築物内に公衆電話所を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話所を1以上設けること。 ア 出入口の幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの電話台を1以上設けるこ と。</p>
<p>13 カウンターおよび記載台(以下「カウンター等」という。)</p>	<p>カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。</p>

14 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。
15 改札口およびレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。)(以下「改札口等」という。)	改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 ア 幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。
16 授乳およびおむつ替えの場所	建築物内には、必要に応じ、円滑に授乳およびおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所には、ベビーベッド等を設けるとともに、出入口付近には、その旨を表示すること。

2 公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
1 改札口	改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。 ア 幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる。 エ 視覚障害者誘導用床材を敷設すること。
2 プラットホームおよび乗船場(以下「乗降場」という。)	乗降場を設ける場合においては、当該乗降場は、次に定める構造とすること。 ア 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる。 イ 縁端には、ホームドア、さく、点状注意喚起床材その他の視覚障害者の転落または進入を防ぐための設備を設けること。 ウ 両端には、点状注意喚起床材を敷設し、かつ、転落を防止するためのさくを設けること。
3 通路	(1) 通路は、1の建築物の表の2の項の(1)、(2)および(3)のイに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう必要に応じ、視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、次に定める構造とすること。 ア 両側に手すりを設けること。 イ 両側に5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (2) 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間には、移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成12年運輸省・建設省令第10号)第4条に定める基準を満たす経路(以下「移動円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに1以上設けること。
4 階段	階段を設ける場合においては、1の建築物の表の3の項のイからエまでに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 ア 両側に手すりを設けること。 イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を点字により表示すること。 ウ 階段の上端および下端に近接する通路ならびに踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。 エ 両側に5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
5 便所	便所を設ける場合においては、1の建築物の表の5の項に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 ア 便所の出入口付近に男子用および女子用の区分がある場合はその

	<p>旨ならびに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房の出入口および当該便房のある便所の出入口には、当該便房が設けられていることを示す標識を設けること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる水洗器具を設けること。</p> <p>エ 男子用床置き小便器を設ける場合においては、当該小便器に手すりを設けたものを1以上設けること。</p> <p>オ 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。</p>
6 カウンター等	<p>カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。</p>
7 案内設備	<p>(1) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他当該設備を設けることができない技術上のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所(以下この項において「昇降機等」という。)の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅にあっては、当該出入口または改札口)の付近には、次に掲げる案内設備を設けること。</p> <p>ア 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備(当該設備を容易に視認できる場合を除く。)</p> <p>イ 公共交通機関の施設の構造および昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備</p>
8 乗車券等販売所、待合室および案内所(以下「乗車券等販売所等」という。)	<p>(1) 乗車券等販売所等に出入口を設ける場合においては、1の建築物の表の1の項に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>(2) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。</p>
9 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の券売機を1以上設けること。</p>
10 休憩設備	<p>障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、当該設備を設けることが旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
11 その他	<p>公共交通機関の施設に1の項から10の項までに掲げる整備項目以外の部分がある場合においては、それぞれ当該部分に対応する1の建築物の表に規定する整備基準を準用する。</p>

3 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路面は、平坦性を確保し、目地部がある場合においては、できる限り段差を生じないように施工すること。</p> <p>ウ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分および横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は、車いす使用者および視覚障害者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけ勾配は、20分の1以下とすること。</p> <p>カ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設(横断歩道橋および地下横断歩道をいう。以下同じ。)および地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。</p>

2 立体横断施設	立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。 ア 階段には、回り段を設けないこと。 イ 階段ならびに傾斜路およびその踊り場には、手すりを設けること。 ウ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
3 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとするとともに、歩行者の通行の支障とならないよう設けること。

4 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	出入口の1以上は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合においては、幅員90センチメートル以上の車いす使用者が安全かつ円滑に通過できる部分を1以上設けること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 出入口が直接車道に接する部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。
2 園路	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路の1以上は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 高低差がある場合においては、1の建築物の表の2の項の(2)および(5)のアからカまでに規定する整備基準を準用し、または車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用床材を敷設すること。
3 階段	階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 回り段を設けないこと。 ウ 踏面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
4 駐車場	駐車場を設ける場合においては、1の建築物の表の6の項または5の路外駐車場の表に規定する整備基準を準用する。
5 改札口	改札口を設ける場合においては、1の建築物の表の15の項に規定する整備基準を準用する。
6 ベンチ、野外卓および水飲み場(以下「ベンチ等」という。)	必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ等を設けること。
7 公園内の建築物	公園内に別表第1の1の項に掲げる建築物を設ける場合においては、1の建築物の表に規定する整備基準を準用する。
8 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文

字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、1の項に定める構造の出入口付近に設けること。

5 路外駐車場

整備項目	整備基準
1 駐車場	駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、1の建築物の表の6の項の(2)に定める構造とすること。 イ 幅員は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
2 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、出入口付近に設けること。

備考

- 1 「視覚障害者誘導用床材」とは、次に定める要件を満たす視覚障害者を誘導するための線状誘導床材および視覚障害者の注意を喚起するための点状注意喚起床材をいう。
 - (1) 材質が十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性および耐摩耗性に優れ、かつ、退色および輝度の低下が少ないものであること。
 - (2) 色が黄色であること。ただし、黄色である場合において、周囲の床材との適切な明度差および輝度比が確保できないために安全な道すじを連続的に明示できないときは、黄色以外の色で、周囲の床材との適切な明度差および輝度比が確保されるものであること。
 - (3) 形状が日本工業規格に適合するものであること。
- 2 前項の視覚障害者誘導用床材を敷設する場合においては、線状誘導床材については、安全で簡単な道すじを明示することを優先するとともに、歩行空間が確保できるよう、壁面、柱、床置きの子じゅう器等から適度に離れた位置に敷設し、その敷設幅は、30センチメートル以上とすることとし、点状注意喚起床材については、視覚障害者の継続的な移動に対し警告を発すべき場所である扉のある出入口、階段および傾斜路の上り口および下り口、点字による案内板の前、エレベーターの前、ホームの縁端付近等ならびに線状誘導床材の分岐位置、屈折位置および停止位置のそれぞれの位置に敷設すること。この場合においては、視覚障害者が感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮すること。